

医療費交付申請書の記入方法

子ども医療費交付申請書

様式第5号（第7条関係）

一部負担金	高額療養費	附加給付金	支給額
円	円	円	点 円

和光市長様

提出した日 年 月 日

申請者（保護者） 住所 和光市 氏名 氏名 電話 ()

資格証番号 加入保険 世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏名 記号・番号 保険者名 (健保組合等)

氏名 生年月日 年 月 日 診療年月 年 月 分

① 保育所、幼稚園、学校の管理下（通園・通学・部活動を含む）での怪我、または交通事故による医療費ですか。 はい / いいえ

② 【申請額が21,000円以上の場合】 この申請以外に、上記対象者と同じ健康保険組合に加入されているご家族で、同じ月に1つの医療機関で21,000円以上支払った医療費（保険診療分）はありますか。 はい / いいえ

③ 【申請額が21,000円以上の場合】 この申請以外に、上記対象者と同じ健康保険組合に加入されているご家族（上記対象者含む）で、過去1年間に高額療養費に該当した医療費はありますか。（回数を記入） (回)

子ども医療費受給資格証

公費負担者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
受給資格者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
受給資格者	氏名 ***** *
	住所 *****
子ども	氏名 *****
	生年月日 *****
有効期間	通院 *****
	入院 *****
令和〇年〇月〇日交付 和光市長 公印	

健康保険 本人（被保険者）

被保険者証	記号 ** 番号 *****
氏名	** **
生年月日	*****
取得年月日	*****
保険者番号	*****
保険者名称	*****
保険者所在地	*****

交付申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。

※ここに領収証をのり付けしてください。

領収書（原本）

のりづけ

ホチキスやセロテープはこすれや劣化により剥がれてしまう可能性があります。

印

- (注) 1 領収証は、各医療機関ごと、各調剤薬局ごとに1ヶ月分を1枚の用紙に添付してください。（同じ医療機関でも入院・外来・歯科・調剤は別にしてください。）
2 診療を受けた月の翌月以降に申請してください。
3 申請期限は、医療機関等に医療費を支払った日の翌日から起算して5年です。
4 領収証を添付するか、医療機関等記入欄に医療機関等から証明を受けてください。

申請時のお願い

1. 診療月の翌月以降にご提出ください。（当月分は原則受け付けできません。）
2. 領収書は、原則原本をご提出ください。また、領収書にはお子様の名前、診療年月日、保険診療総点数又は総額、領収金額(自己負担額)、発行日、医療機関名の記載及び領収印が必要です。
3. 申請書は、対象者別・診療月別・医療機関別に分けてください。
4. 同じ医療機関でも「入院」と「通院」があるときや、総合病院などで医科と歯科を受診したときは診療科目別に申請書を分けてください。
5. 領収書は、申請書の文字の向きと合わせて、申請書下段にのりで貼り付けてください。
6. 複数枚を貼り付ける場合は、内容がすべて見えるように貼り付けてください。裏面への添付はご遠慮ください。
7. 申請内容の審査にあたり、市役所から連絡することがありますのでご了承ください。

ご協力をお願いします



和光市

救急電話相談「#7119」が導入されました！

平成29年10月から埼玉県救急電話相談は相談時間を24時間化するとともに全国共通ダイヤルとして普及が見込まれる「#7119」を導入しました。

急な病気やけがの際に、家庭での対処法や受診の必要性について、看護師に電話で相談できます。また、必要に応じて医療機関を案内します。是非ご活用ください。

※これまでどおり「#7000」（大人の相談、医療機関案内）、
「#8000」又は048-833-7911（子どもの相談）も利用できます。

<利用方法>

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

- (1) 子どもの相談（小児救急電話相談）
- (2) 大人の相談（大人の救急電話相談）
- (3) 医療機関案内（大人・小児に対応しています）



学校等での怪我等について

学校等の管理下における怪我などにより、日本スポーツ振興センターの共済給付制度の対象になる医療費は、子ども・ひとり親家庭等医療費助成制度では助成できません(※)。受診の際は、子ども・ひとり親家庭等医療費受給資格証は使わず、各学校等にご相談ください。

<災害共済給付の対象及び給付額について>

制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター	4割	初診から最長10年	あり
子ども医療費助成制度	2割（未就学児）	18歳になった年度の3月31日まで	なし
ひとり親家庭等医療費助成制度	3割（小学生以上）		

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師」のことです。

急な体調不良で不安なとき、お子さんの日頃の健康状態や病歴を知っている医師がいると安心です。風邪などの軽い病気の場合は、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりません。待ち時間も短く、体への負担が軽減されます。自宅の近くに、何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう。

※大きな病院では初診の患者は紹介状が必要です。紹介状なしで受診する場合は特別料金(特定療養費)が発生する場合があります。この特別料金は、医療費助成の対象外で自己負担となります。



市からのおねがい

1 医療現場の多忙化を防ぐため、できるだけ診療時間内に受診しましょう！

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

2 医療費の負担削減のため、ジェネリック医薬品の利用にご協力ください！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。